

令和8年予備試験・憲法・解答例

第1 設問(1)について

1 本件補助金をA市が私的団体一般に交付することが、憲法（以下略）89条後段の「公の支配に属しない・・・事業」に対する公金支出となり、違憲でないかが問題となる。

2(1) 「公の支配」につき、私的団体の自主性確保の観点からこれを厳格に解釈し、公権力が事業の根本的な方向に重大な影響を及ぼすほどの強度な監督を行っているものを指すとの見解がある。もっとも、この見解によれば私学助成が全て違憲となり、公共団体の柔軟な助成を阻害することになりかねない。そこで、「公の支配」とは、国や地方公共団体が助成援助をなす限度において、その援助が不当になされる恐れがないよう監督するもので足りると解する。

(2) 本問で子ども食堂を行う私的団体は、A市の行政組織に属さず、自主的に組織・運営されている団体であるものの、要綱4条、6条、7条によってA市が助成の対象となる団体の財政状況について確認、把握する仕組みをとっており、補助金を受ける団体についてA市がその対象となる事業の限度で財政管理を行っているものといえる。よって、私的団体に対してA市が助成援助をなす限度において、その援助が不当になされる恐れがないよう監督しており、「公の支配」に属するといえるため、本件補助金の交付は合憲である。

第2 設問(2)について

1 本件補助金を交付するにあたり、要綱8条1号の政治的行為を行うことを禁止することが、政治的表現の自由（21条）を侵害するものであり、違憲とならないかを検討する。

2 8条1号に該当する行為は政治的行為であるところ、政治的行為によって自己の政治的思想を外部に表出することができるため、政治的行為を行う自由も21条によって保障される。なお、団体の人権に関しては、性質上これを認めることが相当でないといえる場合を除き、自然人と同様に憲法上の保障を受けるところ、団体の政治的行動を憲法上の補償範囲の埒外にする理由はないため、21条によって自然人同様に保障される。

3 ここで、政治的行動を行ったとしても補助金が受けられないだけであり、市がこれを明確に禁止しているわけではないため、人権侵害がない旨の見解が考えられる。もっとも、物価の高騰が続く中でも、無料又は低額の食堂を行うことに意義がある子ども食堂においては補助金を受けなければ、実質的に運営が困難になるものと推察される。そうすると、補助金を受けるために政治的行為を行わないようにしようとし、萎縮効果が生じるといえ、政治的活動の自由を制約しているものといえる。

4 言論の自由は自己統治の価値及び自己実現の価値を有しており、これは民主制の過程で修復が困難であるため一般的には重要な権利といえる。とりわけ、政治的表現については公益に関する表現であり、民主制の発展に役立つため重要な権利であるといえる。

確かに、上記制約は間接的制約にとどまるものと思えるが、対象となる行為は広範であり、このような行為によって直ちに補助金を得られなくなることは、強度な制約態様であると認定できる。

もっとも、補助金の交付は受益的行政行為であり、A市にいかな

解答例の書式は、司法試験・予備試験のCBT化に伴う法務省発表(令和7年10月17日付)の答案形式(※)に合わせています。
 (※) 一行30字、一頁23行、インデント設定および禁則処理機能無し、全角での表記((1)、①、i等を除く。)

る団体について援助を行うかについて裁量が認められる。

そこで、上記を比較衡量すると、最も厳格な審査は妥当せず、目的が重要で手段が目的との関係で実質的関連性を有する場合には合憲となるといえる。

5(1) 目的は、上記の通り、A市の政治的中立性を保持することである。A市が補助金を助成するにあたって、政治的中立性が害されてしまうと、A市への市民からの信頼を失い、円滑な公務に支障が出るため、目的は重要であるといえる。

(2) 子ども食堂を運営する団体の中には、選挙期間中であるか否かを問わず、特定の政治団体の名を示して子育て支援に積極的な候補者や政党を応援してきた団体もあり、政治的中立性保持のために政治的活動を禁止することに関連性があるとともに相当であるとも思える。他方、選挙期間中など時間的な制限をかければ足りるため、手段相当性がないという反論も考えられる。しかし、政治団体への応援は期間を問わないため特定の候補者や政党を応援するという行為自体を禁じなければ政治的中立性の保持は困難であり、これについて制裁規定を置くこと(要綱9条3号)も相当であるといえる。

6 以上より、8条1号の政治的行為の禁止規定は合憲である。

第3 設問(3)について

1 B寺に本件補助金を交付することが政教分離原則(20条1項後段、89条前段)に反し、違憲ではないかを検討する。

2 同原則の趣旨は国家と宗教を分離することによって制度的に国民の信教の自由を保障しようとするものである。もっとも、完全に

分離すると多方面に不合理な影響を免れないから、我が国の社会的・文化的諸条件に照らして相当と認められる限度を超えた関わり合いとなっているか否かによって判断するべきである。その際、対象となる施設の性格、助成の経緯、助成の態様、これに対する一般人の評価を考慮して決するべきである(空知太判決参照)。

3 B寺は寺院であり、一般的に宗教色が強い施設である。もっとも、B寺が運営する子ども食堂は、子どもの保護者がB寺の檀家であるか否かにかかわらず誰でも利用でき、食事の前後のあいさつも一般的なものである。確かに、食事をする部屋の壁に住職が仏典から引用した名言や標語はあるものの、それ以外の点は一般的な集会場と変わらないため宗教色が強いといえない。また、助成経緯は物価の高騰から子ども食堂を援助することであり、宗教的な目的はない。さらに、同様の方法で子ども食堂を行う宗教法人も複数あり、これらにも補助金を交付しているため、B寺や特定の宗教を優遇するという態様でもない。ここで、B寺のイベントの宣伝などがあり、これに利用者の過半数が参加していることから、補助金の交付は一般人から優遇しているように感じられるとも思えるが、参加は任意的であるうえ、上記事情を踏まえれば、一般人から特別優遇していると評価されるといえない。

4 以上より、B寺への本件補助金の交付は政教分離原則に反せず、合憲である。

以上

令和8年予備試験・憲法・解答のポイント

本問は、地方公共団体が子ども食堂を運営する団体に対し、補助金を交付するにあたり、①一般に、私的団体に対し補助金を交付することは許されるのか、②補助金の交付の条件に、特定の公職の候補者、公職にある者や政党を推薦することを禁じることは許されるのか、③子ども食堂を運営する宗教団体（寺）に対し補助金を交付することは許されるのか、について論じることが求められた。

検討すべき内容自体は典型的な論点が多く、オーソドックスな問題であるが、論じるべき規範・あてはめが多岐にわたるため、簡潔に要点を捉えた論述が肝要であった。

①は、私的団体の運営する子ども食堂は、89条の「公の支配」に属さない事業なのか、検討しなければならない。この点、「公の支配」の意義について、学説が分かれるところであるため、自説を提示し、説得的に論じる必要がある。

②は、21条1項の保障する政治的活動の自由の制約の許容性が問題となる。団体にも政治的活動の自由の保障は及ぶことを前提に（性質説）、制約態様としては、間接的制約ととらえられる一方で、子ども食堂の運営の継続のために、本件補助金が必要不可欠なものであって、子ども食堂を運営する団体にとって実質的に直接的な制約であることを論じられると高い評価がされよう。

③は、典型的な政教分離の問題であって、条文としては20条1項後段、89条に反しないか検討することになろう（なお、この点は学説によって分かれるところである。）。具体的事情を用いて検討する際には、違法性・適法性を基礎づける事情の双方を網羅的に摘示し、適切な評価を加えることが重要である。なお、それぞれの事情は以下のとおりである。

<違法性を基礎づける事情>

- ・子ども食堂を利用する子どもやその保護者の半数はB寺の主催する宗教行事に参加していること
- ・食事をする部屋の壁に、B寺の住職が仏典から引用した仏の教えや人生の導きとなるような名言や標語が掲示されていること

<適法性を基礎づける事情>

- ・B寺が運営する子ども食堂は、子どもの保護者がB寺の檀家であるか否かにかかわらず、だれでも利用できること
- ・子ども食堂は一般的な集会施設と変わらないこと、食事の前後の挨拶は一般的なものであり宗教色を帯びていないこと
- ・子ども食堂を運営する様々な宗教の宗教法人に対し等しく本件補助金を交付していること

以上

令和8年予備試験・行政法・解答例

第1 設問1について

1 処分取消訴訟の原告適格を有する者とは、当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」である（行政事件訴訟法（以下、法令名を略す。）9条1項）。

「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者をいうところ、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も「法律上保護された利益」にあたる。

そして、本問のEのように、処分の名宛人でない者の原告適格の有無は、9条2項に即して判断される。

2 都市計画法（以下、「法」という。）は、「都市の健全な発展と秩序ある整備」を目的に掲げ（法1条）、都市計画基準の策定にあたっては、「良好な都市環境を保持するに定めること」が規定されている（法13条1項11号）。このことから、法は都市計画を円滑に進めつつ、一方でその周辺の環境を保護しようとしているものと評価できる。そして、法17条2項を見ると、都市計画の関係市町村の住民及び利害関係人は、意見書の提出をすることができる旨が定められており、法は特に上記の者について都市計画の実施につき手続保障を与えているといえる。また、騒音に継続的に晒され、疾患を発症させる等の身体という重要な法益につき、不可逆的で

金銭賠償のできない被害が生じるおそれがある。

以上からすれば、法は、都市計画によって、騒音による被害が直接的に及ぶことが想定される都市計画施設の区域内外の一定範囲の地域の住民が騒音等なく平穏な都市生活を営む利益を、個々人の個別的利益としても保護すべきとする趣旨を含むといえる。

3 Eは本件都市計画道路と本件国道との交差点という交通量が多量な地点からわずかに約10メートル離れた場所の土地及び建物に居住しており、甲宅は道路の騒音による被害を直接的に受けるような距離にあるから、Eには本件訴訟の原告適格は認められる。

第2 設問2について

1 都市計画決定（法19条1項）には以下のとおり、市町村長の広範な裁量が認められるところ、本件都市計画決定には裁量の逸脱・濫用があり違法とならないか。

2 裁量の有無・範囲は、法律の文言・趣旨、処分の性質から判断されるところ、法11条1項には、都市計画に道路をはじめとする都市施設を定めることが「できる」旨定められている。また、法13条1項は都市計画の策定にあたり、「自然的環境の整備又は保全の重要性」「健全な発展と秩序ある整備」（同項柱書）や「円滑な都市活動」「良好な都市環境」（同項11号）といった抽象的文言によって考慮すべき事項等を定める。そして、市町村は市町村都市計画審議会の議を経てから都市計画を策定する（法19条1項）のであるから、専門的・技術的知見等に基づき策定されるべきものであって、「当該都市の性質」（法13条1項柱書）等に応じた臨機

解答例の書式は、司法試験・予備試験のCBT化に伴う法務省発表(令和7年10月17日付)の答案形式(※)に合わせています。
 (※) 一行30字、インデント設定および禁則処理機能無し、全角での表記(①、①、i等を除く。)

応変な判断をすべき趣旨が読み取れる。

以上より、都市計画の決定にあたっては、市町村長の広範な裁量に委ねられていると解する。

3(1) ここで、処分の判断が裁量権の行使としてされたことを前提として①判断が重要な事実の基礎を欠く場合、又は、②判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱・濫用として違法となり取り消される(30条)。

(2) 本件都市計画では、C地区を横断するところ、同地区は歴史を有する街道や寺社が点在する住宅地であり、本件都市計画道路は幅員16メートルで相当程度の交通量が見込まれることが想定されることから、同地区の歴史ある静謐な生活環境に重大な影響が見込まれる。この点を十分に考慮せず、本件医療センターと本件国道を線形に結ぶように本件都市計画道路を整備する点において、本件都市計画は考慮不尽にあたるとも思える。

さらに、本件国道及び本件都市計画道路の交差点付近では多くの交通量が見込まれ、従来以上に車両の通行等による騒音が高度の蓋然性をもって見込まれるにも関わらず、事前に防音壁の設置等の騒音防止措置が全く予定されていないことは「良好な都市環境」(法13条1項11号)の保持の観点から、考慮不尽に当たりうる。

(3) しかし、C地区を迂回せず道路を線形に整備することが、本件医療センターへの住民のアクセスを最適であるうえ、収容の対象になる土地及び建物の件数を最小限にとどめることができるため、十分に合理性がある。さらに、本件国道及び本件都市計画道路により

発生する騒音については、防音壁を設置することで環境基準を超えることはない。また、本件都市計画道路の供用開始後でないと、環境基準を超過する具体的な区間はわからないのであるから、本件都市計画策定時点では具体的な騒音防止措置をとらず、同道路の供用後に騒音調査を行い、基準超過区間に防音壁を設置することにも一定の合理性があるといえ、本件都市計画の決定に考慮不尽はない。

よって、同決定に裁量の逸脱・濫用はなく、適法である。

第3 設問3について

1 損失補償とは、適法な公権力の行使によって特定の私人が受けた財産上の「特別の犠牲」に対し、全体的な公平の観点から行われる財産的補填をいう。

2 損失補償の上記意義に照らし、法88条が補償を規定する「土地を収用し、又は使用することに因って土地所有者又は関係人が通常受ける損失」とは、都市計画事業により、社会通念上、誰でも客観的に発生する損失であって、損失補償は金銭的評価の可能な物的財産に関するものにのみなされると解される。

3 たしかに、都市計画事業によって転居を強いられ、環境変化がすることによるストレス等は高い蓋然性をもって発生するから、転居に伴う精神的損失も「通常生ずべき損失」にあたるとも思える。

しかし、精神的損失は主観性・属人性が強く、金銭的評価が困難であるうえ、財産的補償が行われれば一定程度慰藉されることを考えると、Dの精神的損失は法88条の規定する補償内容に含まれないと解するべきである。

以上

令和8年予備試験・行政法・解答のポイント

1 設問1

本問は典型的な名宛人以外の者の原告適格を問う問題である。原告適格は準名宛人パターンも含めると今年で5年連続して出題されているため、的確に解答できた者が多いと考えられる。

ア まず、9条1項の「法律上の利益を有する者」の意義について最判平成17年12月7日（小田急効果訴訟）を参考にしつつ、正確に示すことが検討の出発点となる。なお、本問では名宛人以外の者の原告適格について論じる問題であるため9条2項を参考にすることも言及するべきである

イ 具体的検討に当たっては、第一に根拠法規や目的法規等に着目しつつ、騒音を受けない利益が公益として保護されているという主張を行うべきである。その際、都計法の趣旨や目的を丁寧に解釈していく必要がある。とりわけ、「都市の健全な発展と秩序ある整備」（都計法1条）や「良好な都市環境」（同13条1項11号）には気を付けて論証するべきである。第二に手続法規や利益の性質、利益の侵害態様等に着目して当該利益が個々人の個別的利益としても保護されるものであるとの主張を行うべきである。本問では都計法17条2項において「関係市町村の住民」及び「利害関係人」の範囲に限定しているため、これをどのように評価するか論証のポイントとなろう。また、騒音により健康被害が生じることについての利益の性質、侵害態様等に触れることができれば十分合格答案といえるだろう。

2 設問2

本問は、裁量の有無、その広狭を問う問題である。裁量論を論証する際には両社について反対の意見を踏まえつつ論述することが基本である。

ア 最良の有無については、法律の文言・趣旨、処分の性質から判断されるものと考えられる。特に、文言の抽象度のみで論述を終えてしまう受験生が多数いると思われるが、その判断の専門性や処分の内容等から裁量の有無を導くことが重要な点であるといえる。

イ 具体的な検討に当たっては、D, Eの主張として、C地区は歴史を有する街道や寺社が点在する住宅地であること、本件都市計画道路は幅員16メートルで相当程度の交通量が見込まれることが想定されること等の事実の評価を行うことがポイントとなる。

また、それに対する反論としてC地区を迂回せず道路を線形に整備することが、本件医療センターへの住民のアクセスを最適であるうえ、収容の対象になる土地及び建物の件数を最小限にとどめることができるとの事実を評価し、反対の結論を導くことが求められているだろう。

ウ 結論としては適法、違法どちらでも構わないが、相応の理由付けやどのような違法事由に当たるのかなど生じた事実を法的に評価できたか否かが合否を分けるだろう。

3 設問3

本問は、損失補償に関する諸問題である。典型的な損失補償の事案ではなく、戸惑った受験生も少なくないものと考えられる。難しい問題ではあるが、損失補償制度の趣旨を踏まえて本件でも損失補償が認められるかについて簡潔に述べられていれば合格答案であろう。

ア まず、損失補償制度の趣旨については誘導に書かれているため検討は必要不可欠である。これについては多くの論証集で取り扱っている内容であり、書くことができた受験生が多いものと推測できる。

イ 具体的な検討に当たっては、土地収用法88条の「通常の損害」に本件でDが主張している損害は含まれるかについて上記趣旨を踏まえつつ論証を展開できていれば十分である。

以上